

## 平成29年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年12月8日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 友田香将雄 | 9番  | 吉岡英允  |
| 2番 | 重富邦夫  | 10番 | 片渕彰   |
| 3番 | 中村秀子  | 11番 | 草場祥則  |
| 4番 | 定松弘介  | 12番 | 井崎好信  |
| 5番 | 川崎一平  | 13番 | 内野さよ子 |
| 6番 | 前田弘次郎 | 14番 | 西山清則  |
| 7番 | 溝口誠   | 15番 | 溝上良夫  |
| 8番 | 大串武次  | 16番 | 片渕栄二郎 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

|        |       |           |      |
|--------|-------|-----------|------|
| 町長     | 田島健一  | 副町長       | 百武和義 |
| 教育長    | 北村喜久次 | 総務課長      | 松尾裕哉 |
| 企画財政課長 | 井崎直樹  | 税務課長      | 木下信博 |
| 住民課長   | 門田和昭  | 保健福祉課長    | 大串靖弘 |
| 長寿社会課長 | 矢川又弘  | 生活環境課長    | 門田藤信 |
| 水道課長   | 喜多忠則  | 下水道課長     | 片渕徹  |
| 農業振興課長 | 堤正久   | 産業創生課長    | 久原浩文 |
| 農村整備課長 | 山口弘法  | 建設課長      | 荒木安雄 |
| 会計管理者  | 小池武敏  | 学校教育課長    | 吉岡正博 |
| 生涯学習課長 | 千布一夫  | 農業委員会事務局長 | 西山里美 |

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小柳八束



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月15日までの8日間に決定しました。

### 日程第3

#### ○片渕栄二郎議長

町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例4件、人事案件1件、補正予算5件、以上10件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

#### ○田島健一町長

議員の皆さんおはようございます。

本日、平成29年第6回白石町議会12月定例会の開会に当たりまして提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が4件ございます。

議案第88号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」は、平成29年度の税制改正により、個人町民税に係る配偶者控除等に関する改正を行うものでございます。

議案第89号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第90号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第91号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の3件は、本年10月6日付佐賀県人事委員会勧告に等に鑑み、白石町職員等の給与の改定に伴う改正を行うものでございます。

次に、人事案件が1件ございます。

議案第92号「教育委員会委員の任命について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

堤王宏氏は、内堤にお住まいの44歳で医療法人にお勤めされています。平成22年2月からお務めいただいております大串憲昭氏の任期満了に伴い、その後任といたしまして提案するものでございます。

最後に、予算案件でございますが、議案第93号「平成29年度白石町一般会計補正予算(第4号)」、議案第94号「平成29年度白石町後期高齢者特別会計補正予算(第3号)」、議案第95号「平成29年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」、議案第96号「平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)」、議案第97号「平成29年度白石町水道事業会計補正予算(第2号)」、以上の5件はそれぞれ予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。人事案件を除く提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○片渕栄二郎議長

次に、議案第88号から議案第97号まで、ただし人事案件を除く分の内容説明を求め

ます。

### ○木下信博税務課長

おはようございます。

税務課所管であります議案第88号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。

改正内容については、新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。

附則第5条では、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定でありまして、平成29年度の税制改正において、経済社会の構造変化を踏まえた改革の中で、喫緊の課題の対応として就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、所得税や住民税の所得控除であります配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われたため、個人町民税に係る控除配偶者の定義を変更し、条文中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものであります。

次に、下から2行目の附則第10条の2第15項では、法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合を追加するものでありまして、都市緑地法において市町村長が認定した民間団体等が土地を所有し、または無償で借り受けて市民公開緑地を設置及び管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税について、わがまち特例により条例で定める割合を課税標準額の3分の2とするものです。

次のページをごらんください。

附則第6条では、軽自動車税に関する規定でありまして、平成31年10月の消費税の改正に伴い自動車取得税が廃止され新たに環境性能割が創設されたことにより、軽自動車税から種別割への変更によるもので、本文中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、新条例第82条及び新条例を白石町条例第82条に改め、「さらに掲げる」の次に「同条例の」を加え、下記の表を改めるものであります。

次に、議案書のほうに戻っていただいて、2ページ目をごらんください。

施行期日につきましては、平成31年1月1日から施行するものですが、第1条中附則第10条の2に次の1項を加える改正規定は公布の日から、第2条の規定につきましては、平成31年10月1日に施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○松尾裕哉総務課長

おはようございます。

それでは、今議会に上程いたしました総務課所管の議案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議案第89号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明をいたします。

提案理由にありますとおり、佐賀県人事委員会勧告により白石町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案書2ページ目の条例案をごらんください。

今回の改正の概要を申し上げますと、佐賀県内の官民格差に基づく給与改定につきましては、月例給は格差が小さいことなどの理由から改定を見送り、勤勉手当について0.1月分を引き上げるという内容となっております。

ただいま申し上げました改正を今回第1条と第2条に分けて改正しておりまして、第1条が平成29年12月1日からの改正、第2条が平成30年4月1日からの改正内容となっております。

まず、第1条の改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の9分の3ページをごらんください。

上段の4行が9分の2ページから続きます。第22条の勤勉手当関係の条文でありまして、2行目までの第2項第1号では、職員について12月の支給率を100分の85から100分の95に0.1月分引き上げる改正となっております。また、3行目から4行目の第2号では、再任用職員について支給率を100分の40から100分の45に0.05月分引き上げる改正となっております。

同じ9分の3ページから9分の7ページまでの附則、55歳に達した特定職員の給与に関する特例措置の第11項から第14項までを削る改正につきましては、平成22年12月1日から行ってまいりました給料表6級の55歳以上の職員の給料と勤勉手当を1.5%減額する特例措置につきまして、この特例措置が平成29年3月31日までで終了したことに伴い、今回削除するものでございます。

また、この附則の削除に伴いまして、9分の1ページに第15条及び第9条がございます。そして、9分の2ページの第22条につきまして、附則に関する字句を削除する改正をするものでございます。

次に、条例案第2条の改正内容でございますが、9分の8ページをごらんください。

条例案の第1条では、第22条の勤勉手当につきまして、年間の支給率が0.1月分引き上げることになることで、平成29年12月の支給率を100分の95に改正したものを平成30年度からは6月と12月の支給率を同じ率とするため、100分の95から100分の90に改正するものでございます。また、再任用職員も同様に100分の45から100分の42.5に改正するものでございます。

以上が新旧対照表の説明でございます。

最後に、条例案の附則について御説明いたします。

議案書2ページ目の条例案をごらんください。

附則第1項及び第2項につきましては、この条例を公布の日から施行し、第1条の規定につきましては、平成29年12月1日から適用するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、第3項につきましては、改正後の給与条例において勤勉手当を支払う場合に、今年度既に支払っている勤勉手当については内払い扱いとし、今回の改正により増額になった差額だけを後日支払いするための規定でございます。

最後に、第4項につきましては、今回、白石町職員の給与に関する条例の附則を削

除することにより、白石町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じるため、その改正の要因となったこの条例の附則の中で改正するものでございまして、新旧対照表の9分の9ページの改正というふうになっております。

以上で議案第89号の説明を終わります。

次に、議案第90号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明いたします。

議案第90号の議案書2ページ目の条例案をごらんください。

白石町職員の給与に関する条例の改正に伴い改正するものでございまして、期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございまして、第1条が平成29年12月1日からの改正、第2条が平成30年4月1日からの改正内容となっております。

まず、条例案第1条の改正内容につきましては、新旧対照表の2分の1ページをごらんください。

第6条の期末手当につきまして、これまでの12月支給率100分の170を100分の175に、0.05月分引き上げる改正をするものであります。

次に、第2条の改正につきましては、新旧対照表の2分の2ページをごらんください。

条例案の第1条では、第6条の期末手当につきまして、年間の支給率が0.05月分引き上げることになることで、平成29年12月の支給率を100分の175に改正したものを、第2条では、平成30年度からの支給について、6月の支給率を100分の155から100分の157.5に、12月の支給率を100分の175から100分の172.5に改正するものでございます。

議案集2枚目に戻っていただきまして、条例案の附則について御説明いたします。

白石町職員の給与に関する条例の一部改正と同じく、附則第1項及び第2項につきましては、この条例を公布の日から施行し、第1条の規定につきましては、平成29年12月1日から適用するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、第3項は、改正後の町長等給与条例において期末手当を支払う場合に、今年度既に支払っている期末手当については内払い扱いとし、今回の改正により増額になった差額だけを後日支払いするための規定でございます。

最後に、議案第91号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明いたします。

議案書2ページ目の条例案をごらんください。

本条例案につきましても、議案第90号と同様の改正をお願いするものでございまして、条例案の第1条では、第6条の期末手当につきまして、年間の支給率が0.05月分引き上げることになることで、平成29年12月の支給率を100分の175に改正し、第2条では、平成30年度からの支給率につきましては、6月の支給率を100分の155から100分の157.5に、12月の支給率を100分の175から100分の172.5に改正するものでございます。

また、附則第1項及び第2項につきましては、この条例を公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成29年12月1日から適用するものでございます。ただし、

第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

最後に、第3項につきましては、改正後の議員報酬条例において期末手当を支払う場合に、今年度既に支払っている期末手当については内払い扱いとし、今回の改正により増額になった差額だけを後日支払いするための規定でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第93号「白石町一般会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に4,964万7,000円を追加し、補正後の予算総額を145億4,199万7,000円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表継続費でございます。

これは、道の駅整備事業を平成29年度、平成30年度の2箇年で建設するために設定するものでございます。平成29年度の予算が0円となっておりますが、入札は平成29年度中に行いますが、建設資材等の発注等の準備を29年度から始められるように継続費の設定を行うもので、今回、継続費設定に伴う歳入歳出予算の補正はございません。

6ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費補正でございます。

これは、予算説明資料の主要事項内容説明書、別冊になっておりますが、別冊の主要事項内容説明書の7ページをお願いいたします。

主要事項内容説明書7ページに佐賀肥育素牛自給飼料生産拡大施設等整備事業補助金ということで説明書をつけております。この中の3、補正予算額に肥育素牛生産拡大施設等整備事業補助金1,011万2,000円、この分が繰越明許するものでございます。

別紙主要事項内容説明書に記載している分につきましては、議会終了後の勉強会で担当課長が説明いたしますので、省略いたします。

補正予算書13ページに戻ります。

13ページ、1款議会費の中で3節職員手当、4節共済費の補正を計上しております。また、後のページでも各款におきまして人件費の補正を計上しておりますが、これは今回人件費補正分につきましては、佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、職員等の給与改定に伴う人件費をお願いしております。この分に係る経費でございます。

なお、予算書の32ページに給与費明細書でございます。32ページ、33ページ、34ページ、ここに給与の明細を添付いたしております。今回、人件費に係る補正は特別職及び一般職で1,998万2,000円となっております。

補正予算書の28ページをお願いいたします。

補正予算書28ページ、消防施設費でございます。

28ページの上段のほうになります。消防施設費の中で18節備品購入費64万8,000円、消防装備品購入費でございますが、これは佐賀県消防団員確保対策事業補助金を活用

し、消防団員募集ロゴ、PRロゴ等を入れたテント2張りを購入し、消防団行事を初め各種事業でテントを活用して幅広く消防団への勧誘を行うための備品購入となっております。

今回の補正は各款ごとで23節の償還金利子及び割引料の計上が多く見受けられますが、これは平成28年度の事業確定により補助金等の返還金を予算措置したためでございます。

以上、補正予算書についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

### ○門田和昭住民課長

おはようございます。

それでは、住民課関連の議案について御説明いたします。

議案第94号「平成29年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

既設予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1,940万2,000円とするものでございます。

補正理由といたしましては、後期高齢者医療保険料の賦課更正による今後の見込みといたしまして、保険料の還付金10万円及び還付加算金2万円を増額補正するものです。

なお、歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合より償還金及び還付加算金として諸収入に受け入れることとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○片渕 徹下水道課長

おはようございます。

下水道課所管分の説明をいたします。

議案第95号「平成29年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ2,355万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,863万5,000円とするものでございます。

減額補正の理由につきましては、農業集落排水事業牛屋西分地区の機器等の更新や点検整備を行う機能強化事業におきまして、昨年同様、本年度においても国庫補助事業費が当初予算計上時の要求額を下回って割り振られたことに対しまして、減額補正を行うものでございます。

7ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、3款の国庫支出金、農山漁村地域整備交付金1,435万6,000円及び8款の町債、農業集落排水事業債1,430万円の減額は、牛屋西分地区の機能強化事業費の減額に伴うものでございます。

7 款の諸収入、雑入、管の施設補償費の510万円の増額補正につきましては、農業集落排水事業の下区地区の処理区内にあります福富ゆうあい館の北側の県道武雄福富線の道路拡幅工事が来年度に実施されることから、この道路内に下水管が埋設されているため、道路拡幅工事に支障があるということで、県土木事務所と協議し、下水管を布設することになりました。今回の補正につきましては、下水管移設工事の実施設計の委託を行うために県から補償費を受けて実施するものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出の補正につきましては、3 款施設整備費、農業集落排水事業費の13節委託料の下水管移設実施設計委託料の510万円の増額補正につきましては、歳入でも申し上げましたが、農業集落排水事業下区地区の福富ゆうあい館北側の県道武雄福富線道路拡幅工事に伴いまして、下水管移設の実施設計を委託するために県から補償費を受け、実施するものでございます。

また、その下の委託料の機能強化事業設計委託料の90万円の減額と15節の工事請負費の2,775万6,000円の減額につきましては、牛屋西分地区の機能強化事業に係る国の予算配分が要求額より下回ったため、減額補正をするものでございます。

続きまして、議案第96号「平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

予算書の1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,919万4,000円とするものでございます。

今回の増額補正の主な理由につきましては、県人事委員会の勧告に伴いまして、職員給与改定に伴う補正でございます。

予算書の7 ページをお願いします。

歳入につきましては、5 款繰入金、施設整備費繰入金6万9,000円は、職員給与改定に伴うものでございます。

予算書の8 ページをお願いします。

歳出につきましては、3 款公共下水道費、公共下水道施設整備費に職員給与改定に伴います給与等の補正ということで、6万9,000円の増額をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○喜多忠則水道課長

おはようございます。

それでは、議案第97号「平成29年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、その概要を説明いたします。補正予算書の説明資料で御説明いたします。

11ページの収益的収入及び支出の欄をお開きください。

水道事業費用、営業費用中の総係費でございますが、今回提案されております白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容に準じまして、水道事業職員の勤勉手当の増額及び法定福利費の増額につきましては、これら人件費に関する補正をお願いするものでございます。

これにより、収益的支出の水道事業費用を既決予定額 5 億9,333万6,000円に、今回補正額24万円を追加いたしまして、5 億9,357万6,000円といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○片渕栄二郎議長**

以上で本日の議事日程は終了しました。

11日月曜日からは一般質問ですので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

10時08分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月8日

白石町議会議長      片  漕  栄二郎

署 名 議 員      定 松 弘 介

署 名 議 員      川 崎 一 平

事 務 局 長      小 柳 八 束